

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に日本として責任もって対応するためには、まず京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入を促進すべく固定価格買取制度などを実現すべきである。

よって、国におかれては、上記の内容を約束する法律の実現を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

香川県観音寺市議会

20 観議第 262 号
平成 20 年 12 月 19 日

MAKE the RULE キャンペーン事務局
観音寺市連絡員 三宅慎二様

観音寺市議会
議長 井上浩司

陳情の審議結果について

平成 20 年 10 月 29 日に提出されました以下の陳情は、平成 20 年観音寺市議会第 4 回定例会において、採択となりましたので通知します。

記

1. 陳情件名

陳情第 7 号 「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についての
陳情